

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、児童福祉法による助産の実施、母子生活支援施設における保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

助産施設での助産実施を申し込まれた方、母子保護の実施を申請した方の世帯状況や申込に至るまでの経緯などの個人のプライバシーに関する情報を取り扱うことから、情報漏えいの事態が生じないように、申込書や申請書の利用・保管について厳重に取り扱うように努める。また、母子保護の実施に係る問い合わせについては、一切応じることのないよう意思統一を図る。

## 評価実施機関名

霧島市長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦からの申込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。 また、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者からの申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行う。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、児童福祉法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・助産施設における助産の実施に関する申込書の受理</li><li>・助産施設における助産の実施の決定</li><li>・助産施設における助産の実施の決定の通知</li><li>・母子保護の実施に係る申請の受理</li><li>・負担能力の認定又は費用の徵収</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・Acrocity行政基本</li><li>・Excel入所台帳</li><li>・中間サーバー</li><li>・MICJET番号連携サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
入所台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表10の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第9条</p> <p>【各手続の根拠】 児童福祉法第22条、第23条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表10の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部こども・くらし相談センター
②所属長の役職名	保健福祉部こども・くらし相談センター所長
6. 他の評価実施機関	
なし	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 保健福祉部こども・暮らし相談センター(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2051

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人未満(任意実施) ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年2月20日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年2月20日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
----------------------------------------	-------------------------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

## 8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[ ] 外部監査
-------	----------	----------	----------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---------------------------------------------------------

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	----------------------------------------------------------------------

判断の根拠	研修を受講した職員が課内の職員に伝達研修を行い、関係する職員が研修を受講するための対策を講じている。また、府内で漏えいなどのヒヤリハット事案が発生した際等には再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Excel入所台帳 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Excel入所台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成28年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	・助産施設における助産の実施に関する申込書の受理 ・助産施設における助産の実施の決定 ・助産施設における助産の実施の決定の通知 ・母子保護の実施に係る申請の受理 ・負担能力の認定又は費用の徴収	・助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 ・助産施設における助産の実施 ・母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 ・母子生活支援施設における保護の実施	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の9の項  【各手続の根拠】 児童福祉法第22条、第23条、第56条 児童福祉法第施行規則第22条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の9の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第9条  【各手続の根拠】 児童福祉法第22条、第23条	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の16の項  【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条  【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	14人
平成29年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	2人
平成30年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 田上 哲夫	保健福祉部子育て支援課長 岡元 みち子	事後	
平成30年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	9人
平成30年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	2人
平成31年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 岡元 みち子	保健福祉部子育て支援課長	事後	記載ルールの変更
平成31年3月31日	II-1 対象者数	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日時点	事後	16人
平成31年3月31日	II-2 取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日時点	事後	国分 職員2人
令和2年3月31日	II-1 対象者数	平成31年3月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	12人
令和2年3月31日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日					評価の再実施
令和3年3月31日	I-5-① 部署	保健福祉部子育て支援課	保健福祉部こども・くらし相談センター	事後	組織改編による変更
令和3年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長	保健福祉部こども・くらし相談センター所長	事後	組織改編による変更
令和3年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	18人
令和3年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	国分 職員5人
令和3年8月3日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条  【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条  【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年3月1日	表紙 評価書名	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活保護等に関する事務 基礎項目評価書	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	錯誤
令和4年3月1日	表紙 保護の宣言	霧島市は、児童福祉法による助産の実施、母子生活保護等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	霧島市は、児童福祉法による助産の実施、母子生活支援施設における保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事後	錯誤
令和4年3月1日	I-1-① 事務の名称	児童福祉法による助産の実施、母子生活保護等に関する事務	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	事後	錯誤
令和4年3月1日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 别表第二の16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条	事後	錯誤
令和4年3月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	18人
令和4年3月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	国分 職員5人

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	13人
令和5年3月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	国分 職員5人
令和6年3月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	13人
令和6年3月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	国分 職員5人
令和7年3月31日					評価の再実施
令和7年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	154人
令和7年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	国分 職員5人
令和7年3月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の9の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第9条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表10の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第9条	事後	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
令和7年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条  【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 别表第二の16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表10の項  【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	事後	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正